

令和5年度第3回船橋警察署協議会

1 開催日

令和6年2月8日（木曜日）

2 開催場所

船橋警察署

3 出席者

（1）協議会側 10人

（2）警察署側 署長以下13人

4 業務報告

（1）署員の懲戒処分にかかる報告について

（2）県民の期待と信頼に応える強い警察への取り組みについて

（3）若手警察官の早期戦力化について

5 警察署からの諮問事項

なし

6 委員からの意見・要望等

（1）【質問】外国人がトラブル等に巻き込まれた際、警察に事情を話そうとしても言葉が通じずトラブルが大きくなることもある。

警察が外国人を対応する際、通訳はどのようにしているのか。

【回答】まず最初に、対応した外国人の言語について判明させます。

相手の話し方などから緊急性が認められる場合は、警察官専用の携帯電話から110番通報を行い、三者通話機能を使用して通訳を介して聴取を行います。

落とし物や道案内など、緊急性が認められない場合は、警察官専用携帯電話に備わっている翻訳アプリを使用して意思疎通を試みます。

翻訳アプリで対応ができない時は、県警本部の通訳センターに依頼や通訳手配するなどして外国人の方から聴取を行うなど、状況や段階に応じて対応をしています。

（2）【質問】自転車の青切符を導入する方向になりそうであるが、青切符の取締り対象となる違反について知りたい。

【回答】現在まで、警察庁から千葉県警察本部に、自転車の青切符について具体的な指示が来ていませんが、昨年12月に「良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会」が行われ、その中間報告書では自転車の取締りに関して、

- ・交通反則通告制度（青切符）の対象とすることが望ましい。

- ・明白、定型的な違反行為は一律反則行為とする。

対象年齢について、

- ・16歳以上が適切である。

- ・14歳未満の触法少年が違反した場合は、別途指導警告の充実に係る教育的措置が必要となる。

取締りの方針については

- ・信号無視、一時不停止、通行区分違反などの、悪質で危険性の高い違反に限り青切符により取締りを行う。

具体的な局面として

- ・警察官の指示に従わず違反行為を継続した場合
- ・違反行為により、他の通行車両や歩行者に、具体的な危険や事故を誘発するような危険を生じさせた場合
- ・交通事故に直結するような危険な運転をした場合

などと示されましたので、今後、中間報告書を元に決定していくこととなります。

(3) 【質問】 最近、表札がないアパートや自宅が多いが、警察で表札を隠すように指示をしているのか。防犯上、表札は隠した方が良いのか。

【回答】 表札の設置について警察から指示はしておらず、設置状況によって「犯罪に巻き込まれる可能性が高くなる」などの情報も把握していません。

(4) 【要望】 警察官は、困ったことがあったら相談ができる「地域の相談役」になって欲しい。

【回答】 可能な限り、相談に対して真摯に対応できるように努めます。

(5) 【質問】 以前、自宅に警察官が訪れた際に家族構成等について質問をされたが、そのような活動は何年おきに実施しているのか教えて欲しい。

【回答】 巡回連絡という活動になります。地域の住民の皆様に安心して生活をしていただくため、可能な限り巡回連絡を進めていきますので、よろしくお願いします。

7 答申等に対する措置結果

なし

8 その他

無し